

八千代市環境美化ボランティア制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民にとって身近な施設である公園・道路を含む公共施設用地（以下「公共施設用地」という。）の美化及び保全のため、自発的かつ自主的に公共施設用地の美化活動を行うもの（以下「環境美化ボランティア」という。）を支援するために八千代市環境美化ボランティア制度を実施し、環境の美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が一体となったまちづくり活動を推進することを目的とする。

(届出)

第2条 公共施設用地の環境美化活動を行おうとする団体又は個人（以下「市民等」という。）は、公共施設用地の環境美化活動区域を定め、環境美化ボランティア届出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(合意書の交換)

第3条 市長は、前条第1項の届出書の提出があった場合、その内容が適切であると認められるときは、市民等と合意書（第2号様式）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書の有効期間は、交換した日の属する年度の末日までとする。ただし、次条に規定する合意の解消がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

3 団体名や代表者等、環境美化ボランティアに変更が生じた場合は、合意内容変更届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(合意の解消)

第4条 環境美化ボランティアは、合意の解消を希望するときは、原則として、合意の解消をする1か月前までに環境美化ボランティア辞退届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の規定による合意書の活動期間内において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、合意を解消することができるものとする。

(1) 前項の届出があったとき

(2) 環境美化ボランティアの活動が合意書の内容と著しく異なるとき

(3) 環境美化ボランティアが公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき

(4) その他市長が特に認めたとき

3 市長は、前項の規定により合意を解消するときは、環境美化ボランティア合意解消通知書（第5号様式）により当該環境美化ボランティアに通知するものとする。

(環境美化ボランティアの役割)

第5条 環境美化ボランティアが行う公共施設用地の美化活動の内容は、次に掲げる事項の範囲とする。

- (1) 空缶及び吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 落ち葉等の道路清掃
- (3) 除草、樹木のせん定及び草花の植栽
- (4) 情報の提供(公共施設の破損、その他管理に関する障害等)
- (5) その他環境美化活動に関すること

(市の役割)

第6条 市長は環境美化ボランティアの活動に対する支援の内容は、次に掲げる事項の範囲とする。

- (1) 環境美化活動に必要な物品や用具等の貸与又は支給
- (2) ボランティア活動保険への加入
- (3) その他活動を支援するために必要なこと

(疑義の解決)

第7条 合意に定めのない事項又は合意について疑義が生じたときは、市と環境美化ボランティアが協議して円満に解決するものとする。

(庶務)

第8条 環境美化ボランティア制度に関する庶務は、コミュニティ推進課及び公共施設用地を所管する担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。